

平成 23 年度第 4 回沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり
県民会議（障害者県民会議） 議事録

日時：平成 24 年 1 月 19 日（木）14：00～16：00

場所：総合福祉センター1 階ゆいホール

出席者（17名）高嶺会長、長位委員、照喜名委員、伊佐委員、村上委員、照屋委員、比嘉委員、川勝委員、西原委員、岡野委員、前城委員、新開委員、島村委員、下地委員、高良委員、新垣委員、田中委員
欠席者（2名）仲川委員、高江洲委員

事務局（喜舎場班長）

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、これより平成 23 年度第 4 回沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議を開催いたします。本日は、お忙しい中、この会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の会議の進行は、沖縄県障害保健福祉課の喜舎場が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、本日の会議は、障害者県民会議設置要綱、障害者県民会議傍聴要領等に基づき、運営してまいります。

本日の傍聴定員は概ね 10 人とし、既に傍聴者を入室させております。

それでは、会議に入ります前に、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。

お手元に配布資料一覧がありますが、資料の不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。よろしいでしょうか。

なお、本日は仲川委員、高江洲委員が欠席、比嘉委員が所用のため途中退席との報告を受けておりますので、お知らせいたします。

議事に入ります前に、各委員に、ご協力をお願い申し上げます。

本日の会議は、昨年 9 月の第 1 回障害者県民会議において確認した資料 6 の「障害者県民会議の運営について」に基づき、手話通訳、要約筆記の方もお願いしてございます。

また、今回から知的障害のある（新垣）委員の支援者の方を会長確認の上、お願いしております。

複数の方が同時、又は早口でお話されますと、手話通訳・要約筆記等に支障

が生じるおそれがありますので、どうぞご配慮のうえお願いいたします。

それから、各委員におかれましては、発言される場合に、挙手をしていただき、マイクをお持ちしますので、マイクのご使用をよろしく申し上げます。

また、第1回障害者県民会議の開催時に会議の運営について確認したところですが、ここでもう一度確認しておきたいと思えます。

資料6「障害者県民会議の運営について」をご覧ください。資料6の2の議事の公開の方改めてご確認させて頂きたいと思えます。

1. 会議において配布された資料は原則として公表する。

2. 会議は原則公開とする（ただし議事について個人情報様の関係から非公開とすべき場合については。会長がその都度、会議の中で確認し、非公開とすることができる。

3. 画像、動画について、委員が撮影されるのを望まない場合は、これらが撮影されないよう報道機関等に配慮を求める事とする。

という事で取り決めを定めております。

この点について、第1回、第2回について議事の中でここにあります個人情報という取扱いで個人的経験談のやりとりがありました。

その事は公開の趣旨と特に損なう事がないという事で我々事務局の会長と調整し、第2回の議事録中、個人的経験談という事は特に記載はしておりません。

それについて、何か確認する事、ご意見ある方おりましたら宜しく願い致します。

(質問・意見なし)

会議を進める中で、質問がありましたらどうぞ申し出て頂ければと思えます。

それではこれからの議事の進行につきましては高嶺会長に宜しく願いしたいと思えます。

宜しく申し上げます。

高嶺会長

皆様こんにちは。

新年明けましておめでとうございます。

今年初めての会議になります。

ヒアリングも大いに皆さん頑張られて、ヒアリングをされて、色々なご意見も揃ってきました。

これから、その辺をどういう風にご審議するかについてまた、ご意見を皆さんからいただきたいと思っています。

それでは、議題の 1、差別事例ヒアリングについてであります。これについては資料 1～3 が準備されておりますので、事務局の説明をお願いしたいと思っています。

宜しくお願いします。

事務局（森山副参事）

皆さんこんにちは。

障害保健福祉課副参事の森山と申します。

宜しくお願いします。

それでは資料の 1 をお開き下さい。

この資料 1 は今までヒアリングを実施してきましたが、分野ごとに整理してあります。

まず、資料をお開きになって始めにという所がございます。

これは、県民会議の事務局が事例ヒアリングの趣旨を記載しております。

まず 1 ページ目でございますが、これは福祉分野ですね、分野ごとに主な事例として整理いたしました。

これは 1 ページから 10 ページまでございます。

2 ページは医療という風になっています。

3 ページが商品販売・サービス提供と、あと 10 ページその他の主な事例という事でございます。

次のページでは事例ヒアリングについてという事でお分けしております。

13 ページご覧下さい。

これ 17 団体を通してヒアリングを実施してきましたが、これはもうすでに 12 月一杯で全て終了しております。

次のページご覧下さい。

この、17 団体を通した事例ヒアリングの件数でございます。

これは実施ごとに、それと分野ごとに整理しました。

合計で 440 件ございました。

次のページですが、これはもう最後まで 440 件全て網羅したものです。

これは事例ごとに 440 件全て入っております。

次は資料 2 をご覧ください。

これは横型の様式でございます。

団体ごとの実施ごとにその都度整理したものでございます。

既にみなさん方にはお示しした資料でございます。

資料 1 は、資料 2、これを基に作成しました。

次に資料 3 をお開け下さい。

事例ヒアリングとは別にインターネットやファックス等で意見を聴取すべきじゃないかという助言ございました。

それを受けてアンケートを実施致しました。

112 件でございました。

電子申請とありますが、県には電子申請というシステムがございますが、これはインターネットを通して出来る仕組みがございます。

そのアンケートでございます。

これが 98 件ございました。

それと郵送、FAXによるもの、これが 14 件ございました。

合計 112 件という事でございます。

実はこれら資料については個人が特定出来る所、表現がわかりにくい所がございます、そこら辺は手直しが必要かなと考えています。

この、個人情報との観点それと適切な表現に修正して、これらを資料 1 に追加したいと考えております。

それで資料 1 については先程申し上げましたが、12 月までのヒアリング事例でございます、今後、今月下旬に離島ヒアリングも予定しております。

これ離島については本島と違ったヒアリングケースになるんじゃないかと思いい実施する事にしました。

1 月 25 日は宮古、27 日は八重山を予定しております。

今後この先程のアンケートの結果と今後予定している離島ヒアリング、それを資料 1 に加えて最終的にそれを取りまとめて、公表したいという事を考えております。

現時点ではまだ未定稿という形で公表は差し控えたいと考えております。

以上でございます。

高嶺会長

ありがとうございました。

凄い膨大な意見があります。

このようなこれまでのヒアリングの資料を踏まえて、まだ離島のヒアリングはこれからありますが、今までの資料を皆さん既に目を通されている方もいらっしゃると思いますが、それに関して、これから皆さん一人 3 分程度ずつヒアリングに関するご意見・ご感想を言って頂きたいと思っています。

まず、出来れば班別にしていきたいと思っていますのですが、実は比嘉委員が 2 時半に退席するという事で比嘉委員に最初お話しして頂きたいと思っています。

それでは、比嘉委員お願い致します。

比嘉委員

沖縄県聴覚障害者協会の比嘉でございます。

あけましておめでとうございます。

今年もどうぞ宜しくお願い致します。

ヒアリングのCグループとして行いましたが、予定では3件の予定でしたが、1件目は参加出来ました。

2件目、3件目はちょっと都合がつかなく、日程の調整がつかずに参加する事が出来ませんでした。

内容をまとめた結果を見ますと、沢山の意見があがっております。

色々なご意見あがっていますが、実際にはっきり出ている所をどうしていくのか、どういった方法でこれを仕分してきちんとまとめていくのか、関係問題等をこれからどのような方法で反映していくのか、そこら辺が大きな課題になると思います。

この辺りを皆さんと一緒にまとめて、効果的な施策になるよう協力していきたいと思います。

以上です。

高嶺会長

ありがとうございました。

それではA班の方からお願いしたいと思います。

長位委員

多分ヒアリングのほとんどに出席したと思うのですが、やはり障害を持つという事って個別性が強くあり、分からない事が多かったです。

ヒアリングを通してその方達から教えてもらう事とか、実際に具体的にどんな所があるとか、強く印象に残っているのはやはり就職の問題が大きいという事でした。

以上です。

高嶺会長

引き続き照喜名委員

照喜名委員

私は3箇所を回らせてもらったのですが、やはり実際に本人さん達の声を聞いて今までわからなかった事がわかる様になってきた。

ただ文章とかで聞くのではなく、話を聞いてこういう事が差別になるのかと

いう事を感じているんだというのが分かりました。

これは明らかに差別だろうなという話や、受け止め方の問題であったりとか、風習というか、皆の慣習が啓蒙活動等が出来てなくて、中々簡単にはいかないなという風な事もあったり、今後解決しないといけない所が沢山あるなと感じました。

以上です。

伊佐委員

自分は3ヶ所回ったのですが、仕事の都合で遅れたりしてご迷惑をおかけしたのですが、最初は沖縄県脊椎損傷者連合会に行きました。

ヒアリングでは、主に印象に残ったのは移動、交通手段等です。

離島圏からでは、そういうのがあるという風に聞きました。

弱者を決められたスペースに集約するのはどうかという話もありました。

異例なのかどうかは分かりませんが、1階のトイレの方はご自由にどなたでもお使い下さいと、車いすも何もかも、皆さん1ヶ所のトイレでやる様な形になっているという話を聞きました。

もう1ヶ所は沖縄県聴覚障害者協会の方に行って、そちらでは、比嘉会長もいらっしゃったのですが、生活で就労の場でのコミュニケーションの大切さを実感させられました。

サービス提供される側の立場で、提供する側の配慮のなさ、当事者目線での意見を社会の配慮のなさを痛感するものがあるなと思いました。

もう一つは沖腎協の方に行って、内部障害がある故に、見えない障害に対する社会不便というのがありました。

それから、夜間の人工透析治療を実施している病院が減少しているという話も聞き、透析治療によって命を繋いでいる団体にとっては、大変だという事も伺いました。

こうして、ヒアリングを行う事で不利益な取り扱いの事例が多数上がってきたという事は、とても良い事だなと思いました。

障害のある人達の生きづらさ、暮らしにくさ、その実態、公表されているという事で、社会問題でそれにより地域社会でそれが条例づくりの実現で、変わっていく、凄く期待感を感じたヒアリングだったと思います。

村上委員

私は2回しか参加できませんでしたが、とても充実した時間だったと思います。

1回目は聴覚障害者の方の話を聞いて、その障害を持っている方がどういう思

いでこの社会の中で生活しているのかに気づかないまま過ごしていたという事に気づかされました。

本当にこういう話を全ての県民の方、本当に多くの方が聞く機会があれば本当に良いかと、1日でも同じ思いをする様な体験をする機会が子どもの時にあれば良いかという事を思いました。

あと1回は自閉症の子どもを持つ親の方達の話だったのですが、私も同じ年代の子どもを持つ親として、そしてまた、私の子どもも同じクラスに同じ様なお友達がいる様な環境の中で、学校の環境がどうなのか、親の気持ちがどうなのか、本当に色々な話が沢山聞けて、今後の課題というか、多くの事を考えさせられたと思います。

あとやはり、2回だけという機会でしたが、あまりにも問題が多いし、これをどう整理して少しでも良い方向に持って行くのかという事が本当に難しい事だなと思いますので、前に進める様な会議になったら良いかと思いました。

照屋委員

今回C班で3回中1回しか参加できませんでしたが、その時に当事者から差別を受けたかという事で相談する様な事が無いという風なお話でびっくりしたのですが、今日こういう風に資料という事で並べられているのを見ると、凄い数の差別があったんだなという風な事を痛切に感じますし、その中で特に知的障害の部分の数がかなり少ないかと思っています。また、当事者は施設にいられて、中々思っている事が言えないとか、あるいは質問した事に対して、何を質問しているのかが理解出来ないという部分があったんじゃないかという気がしますしそういった中では当事者、支援する側も一緒について回ったり、そういう風な方々からもヒアリングを含めてしたらもっと様々な問題が出てきたんじゃないかと思っています。

今こういう形でネットを使つてのアンケートの答えだとか、お話だとかという事があるのですが、身体障害者はパソコン等を使った人達がそういう風な形で、自分で自分が受けた事を世間にアピールできるのですが、そういう所で知的障害の方、精神の方々、そこに自分の考え方が反映されていないんじゃないかと思っています。

アンケートの中を見てその考え方をみているという風に理解をしています。

知的障害の事に関しては、もっと幅広く意見を求めるという場を設けてもよかったんじゃないかと思っています。

今回のアンケート調査結果で極端に少な過ぎるという事を感じました。

高嶺会長

ありがとうございました。

川勝委員

私は4つの団体行きましたが、自分で今まで聞いた事、それを知らなかったという事を知れたのが良かったかなという風に思います。

オストミー協会、オストメイトの話を知ったのですが、やはり知らないといけないという、知らないゆえに差別を受けるといふ、オストメイトという排泄具、病気になってその排泄が自分で出来なくなったという事で器具を付けたらして、それで排泄をしたりするという専用のトイレが必要であったり、色々器具に問題があったり、トイレに問題があったり、理解がされてないゆえに色々問題があるという事があるなど、やはり知ってもらう事が必要なんだなと思いました。

重症心身障害児者を守る会という所では、今まで私は条例の話勉強させてもらった中で、今の流れと言うか施設は潰していくべきだという話を聞いていて、ああそうかと思っていたのですが、そこでは施設が必要だという風に言われていて、重症心身障害児者という事で重度だから地域で十分なサポート体制が出来ない限りは施設が必要だという風に言われていて、だから施設があると良くない人もいれば、施設が必要な人もいます。

障害の種類や重さによって必要なものというのが変わってくるんだなという風に思っていて一面だけでは見れないんだなと、色々な障害や障害種別、重さ等で違うんだなと思っていて、そこはちゃんと考えていかないといけないんだなと思いました。

あとは、親だけでは支えきれないという事、家族だけでは支えきれないから地域で支援が十分にされる様にやっていったら良いという風に聞いて、やはり家族だけでは限界があるので、地域で何か出来る事、地域で十分なサポート、支援体制が必要なんだなという風に思いました。

以上です。

前城委員

私は視覚障害の所、精神の所、2ヶ所程しか回れませんでした。視覚の方でヒアリングの方で感じた事なんです。歩く時に不便を感じる。

そして、親切のつもりでしているのですが、女性の方ですと別の所に誘導されたりと、大変な事だなと思って聞いていました。

視覚の場合、在宅が多いと伺いました。

はじめから障害をもっていらつしゃると、普通に外に出て歩けると思うのですが、中途の場合は中々、在宅になってしまい、ほとんど分からないという事

をおっしゃっていました。

それから精神の方ですが、住居問題が大きい様な感じを受けました。

一旦お借りしたのにも関わらず、精神の障害があるとわかると契約破棄という所までいったりとか、それも大変だなと、ですから擁護とかでは障害のランク付けといたらおかしいですが、そういう形で施設に入れる方、そうじゃない方、地域で十分に生活出来る様なそういった仕組みを作らないと、中々その地域と一緒にいって行くという事は出来ないのかなと思います。

もう一つ視覚障害ですが、家族と一緒にいる事は不便、無配慮だという風にもおっしゃっていました。

というのが、自分で置いてある場所に多分あるだろうと思っているが、それが片付けられていたり、どうも生活がストレスになっちゃうという事もありましたので、やはりそれぞれの思い、考え方を持っていらっしゃるんだなと。

あえて手を貸した方がいいのか、それとも手を引いた方がいいのか。

考える所が沢山あるなと教えて頂きました。

西原委員

私は2ヶ所回らせてもらいました。

重症心身障害者を守る会、施設に入所している方40代とかいらっしゃるのですが、そういった方々が義務教育を受けていない方がいらっしゃるんです。

45歳ぐらいになると義務教育を受けている方もいらっしゃるんです。

どこかが就学免除申請をして学校を出なかった。

そういった方々が重心の施設に居て、その親御さんの方からうちの子は学校を出たことがない。

40になっても50になってもという状況がございまして、行っている方と行っていない方、生活の範囲が全然違うと。

それについては先日教育庁に用事があったので、施設を調べて頂きたいという風な事を申し上げました。

そういう意味で施設には障害を持っている方々に学校教育を受けないそのままを出したという方が結構いるという事ございました。

後一つオストミー協会にいったのですが、一つは代表の皆さんから色々お話しかせて頂いたのですが、あまり問題はないと、要するに器具も重々準備をされていて問題はないというお話されていましたが、実際の話高齢者の方や生まれて間もない肛門がない子もいるんですよ。

小学生でいえばプールに入れられないですよと、それからそういうトイレが準備されている所というのはトイレがあつてお湯が出て、作業ができるところが県内41箇所しかない。

沖縄県には市町村 41 ありますが、無い所もあるんですね。

そうするとそういう所にオストメイト皆さんいかれたら皆さん処理が出来ないというお話ししましたが、生活不自由しておりませんという事っていました、処理については上手にやっていて不自由していませんと。

そうじゃなくて小さい子どももいるんですからそういった組織として小さい子の為にするべきじゃないかという話をしました。

それと、施設を作る時に、ヒアリングに立ち会われていた会社の方に、一体沖縄県にいくらありますかと聞いた時、うちの会社の関係でしかわかりませんと、言われてしまい沖縄県にいくつあるかわからないですと、向こうが使った分しかわからないというお話を貰って、その会社のそれを使っている皆さん繋がり強くて、小さい子たちに話かけてもらったり、そういった意味ではもっとオープンな施設をつくるという事を早めにしていかないと感じました。

以上です。

岡野委員

私は1ヶ所ヒアリング参加しました。

沖縄療育園に行った時感じた事は、重度の方と関わる機会が小さい頃から無くて、機会が奪われているという事と、スタッフの方がしょっちゅう変わるという事で入所されている方の色々な事をわかりかけてきた頃に、変わってしまうので不利益になっているという事があって、福祉で働く人達に働きがいを感じられて、十分な報酬も得られる様な環境をつくって行かないと本当に皆さんにとって不利益になるなという事を感じました。

それと、教育の機会とかALS協会のとき良かったのですが、リハビリとても丁寧にされていて、十分にされる事で生きがいが出るはずなのにそれが制限されているという事で考えさせられる所でした。

また、ヒアリングする過程で、お話聞く中でも他の障害の人に対して、差別的な表現をもってお話される様で、それはその人の問題では決してないと思うのですが、障害を持っている人達に抑圧というものを感じたので、それをまた事例集にしたときどういう風にしていくかというのが課題なのかなと思います。

ヒアリングを通して生きづらさや生活のしづらさ、しんどい部分、変えなくてはいけない部分という事を感じたのですが、もう一方でご家族の方やご本人もなのですが、どんな風に豊かに生きていこうかという事を凄く考えられていて、それは色々な方に知って、一緒に話したいのかなと思ってそういう豊かさ、本当に簡単に言ってはいけないと思うのですが、今、効率、効果があるかとか優先したり、人と比べて、こういうのはダメだという様な世の中では無くて、ゆっくり出来る事とかそれぞれの豊さを大事にする事とかを大事にする社会だ

ったら良いなという事を感じられたのは良かったです。

療育園に行ったときですね、お母さんだからなのですが、言葉に表現あっても心から障壁を作る人はそういう子どもはとっても分かるんだよという事をお話されたときにもとてもそれを感じました。

新開委員

今回、3ヶ所回らせて頂きました。

精神、盲ろう者、療護施設等ですね。

行かせて頂いて本当に良かったです。

臨場感ですね、直接当事者の方からこういった事が聞ける現場。

盲ろう者の方からのご意見やご不便、本当に想像を絶する様な環境の中で過ごしていらっしゃる。

こういう臨場感のあるヒアリングの現場、これをもし教育等にふりわけていけたらと、ここにある差別のいくつか、消えるんじゃないかと感じました。

当事者と会うというこういう場、教育の現場に活かしたらどんなに良いかと。

ヒアリングの限界、私達委員という立場で行って、感じたのは施設に入所されている方々と職員が同席されている中でご不便はないですかという所で、もし私だったらという所で、やはりなんらかの問題があるんじゃないかと。

そういう事がやはり言えないと思います。

この辺が少し限界かなという風を感じました。

先程申し上げました、現場でのヒアリングの臨場感という所は仕方が無い事ですが、表にまとめてしまったら本当に一行、二行の話で、ただこの制度はもっとなんとかならないのかなと。

そうすればそれがもっと前に出せたらきっと良い方向に行くんじゃないかなと感じました。

後は、ヒアリングの内容の中で私は聞いていると簡単に解決できる問題も実はあるんです。

それに合った福祉用具を入れてあげるとか、そういう制度もちゃんとあるんです。

それが、利用出来ないというか、それ自体を知らないという様な事があり、これは何とかならないのかなと、多分すぐに解決出来る問題じゃないかなと感じました。

後は、そういう意味も含めまして、一つ、ここに情報についての事例も沢山あったのですが、それ以外にももっとこの一般的な情報ですね。

特に盲ろう者の方は暗闇の中、何も聞こえない中にいらっしゃるのかという状況下であって、新聞も読めない、テレビも見れないという、情報が伝わってこ

ないということでした。

私も行かせて頂いた所で、資料1と2、資料1、一番最後ページで50ページの所で4行程、その他、障害施策と書いてありますね。

これに関しては私がヒアリングの場で聞いた言葉ではありますが、とても良い指針ではなかろうかと、条例を振りかざすと逆に障害者が孤立する恐れもあるという様な所、それから条例無しで障害者への配慮が出来ていることもあるという様な事から、強制力を伴うものも必要じゃなかろうかという風に感じました。

以上です。

島村委員

私の方は資料をみて60ページに当たる所で、インクルーシブ教育を実現する会がございました。

私もお話ししましたが20年ほど前に似た様な事を行ったのですが、その時と比べて変わっている点と変わっていない点がはっきりあったなという印象があり、変わった点からすると教育サイドで、普通学校で障害者を受け入れるという事については以前より大分拡大してきたなという印象を受けています。

その為にそれを保証するシステムとして、看護師を入れるといった努力を始めているという事は変わった点だと感じたのですが、変わってないと思った点は、組織的ではないなという所です。

つまり看護師を入れたからと言って、じゃあこの学校全体が障害者を受け入れてますよという雰囲気や姿勢になっているかということになっていないなというのが本音だなと思いました。

例えば、言葉の中でてくるのですが、4番にでている中学校で特別支援学校ではなく普通学校に行きたいと要望したが担任になる人なんていないと言われたと。

各教員個々から出てしまうという事で皆でみているという印象を親が持てないという事からせつかく入っても凄く嫌な思いをしてしまうという様な感じでした。

これがやはりかなり言葉として相当にじみでたヒアリングになったと思います。

ですから今回私達が条例を作る時に、やはり組織として保証した仕組みになってという所をどうやって実現できるかなという事をかなり考えさせられたヒアリングでありました。

以上です。

下地委員

私は今回5つ参加させて頂いたのですが、一番正直個人的に印象に残っているのは盲ろう者友の会の方で、正直、耳も目も言葉もという事で、コミュニケーションが取れない、計れないという事に関して、衝撃を受けまして、正直今五体満足でいる自分が正直恥ずかしくなる様な感じを受けて会社に戻って色々な事皆に話したのですが、その中でも懸命に単純に使って良いかわからないのですが生きるという意味を考えていかなければと思う時がありました。

それ以外に、職場の問題というか就労の問題で聴覚障害の方で配慮のあり方という事を考えさせられた事がありました。

こちら側は親切のつもりとか配慮しているつもりの方が、相手に不親切だったり、逆に差別的行為であるという事を聞いて、それも気を使って、良いですそれはこちらでしますと言って、気を使っているつもりがそういう差別を受けているんだという事に捉えられるという事で、とても難しいなという事があったんです。

お互い知りあえば結構解決出来る様な問題だとは思いますが、そういうちょっとした事からでも本当は出来るんじゃないかなという事、それと先程新開さんも話していたんですが、やはりこの条例が出来る事によってやはり逆に言うとガードが固くなってしまって、逆に言うと腫れものに触る様な形で逆の意味で聞きづらくなるんじゃないかという御心配されている方々もいらっしやっした事も、改めてあり方について考えなければいけないなという事と、あと一番最後の12月27日最後に参加させてもらった後に、ちょっと島村さんと帰り色々雑談しながら帰って行ったんです。

なにが出来んだろうという時に一つ、お金があれば全て解決出来るのかという事を言いながら帰ったのですが、実際はそうでもないらしいのですが、正直簡単ではないと思ったのですが、小さな事を、例えば私で行くと、この立場にいるのはその住まい、住環境の部分で課せられていると思うので、協会ですとか業界の方に働きかけをして、少しでも何かお手伝い出来る事があればという形でヒアリングさせて頂きました。

本当に良い機会でありありがとうございました。

高良委員

3ヶ所私は施設を訪問させて頂きました。

知的と精神の方ですね。

私が一番感じたのは、私達自身は障害知識というんですかね、障害があっても色々障害の場所が違うし、それによって対応も違うだろうとつくづく感じさせられました。

それによって、まずそれぞれの生活、自立の仕方が違うんじゃないかなと、やはり障害を知るという事がとても大事だなと思いました。

だから、条例が出来ても条例の何たるかを啓発する事業がないとダメだなという風に思いました。

特に障害者にとって一番困ったのは、住宅の内容、先程の話がありました、障害者である事を理由にしてそういった方とは契約できないというのが多くて、これは何とか公的施設含めて、市営住宅等を含めてそれは住まいについて公的な施設の中で、模範を示しながら民間に普及させていくと言う考えが必要じゃないかなと思いました。

それで教育の差別というのをあげられましたが、当事者の知的と精神ですから、当事者、親が主にお話されている事ですが、これはひょっとしたら先生方や教育委員会の立場を聞かないと良く理解出来ない所がありまして、それはヒアリングの中で、もう少し教育の分野については教える側の立場についても、もう少しお話を聞いてみたらどうかと思いました。

それと障害により就労に対する集中力というんですかね、私2時間はその集中的に仕事できますが、あとは集中力が落ちて気分が悪くなったり、頭痛くなるというのがありまして、そういう事もあるものですから、その人に合った就労支援型というものをやはり検討していかないといけないと思います。

もう一つは、話を聞きながら一番感じたのは、障害者が遊べるのかという事が、文化的な享受を受ける場所が十分にあるのかなと、私達にとっては図書館やポーリング等色々ありますよね。

障害者にとってなにがあるだろうと思った時に、私は障害者にもそういう風な施設があってもいいんじゃないかという。

といいますのは、障害者が障害者を差別する事例があったんじゃないかと私思うんですよ。

そうあってはならない為に全ての障害者が一同に介して自由に遊べる場所があってもいいんじゃないかと、例えば病児保育というのがあるんです。

保育所に預けていたら、風邪ひいたらすぐ親に連絡して引き取りに来て下さいと、工作中でもその保育所にいって、自分の子どもを病院に連れて行くという事もありまして、それをフォローするのが病児保育なんですよ。

病児保育というのは10万人の人口に対して2ヶ所とかなんです。

那覇市では3ヶ所あります。

病児保育というのは風邪ひいたら、親が仕事を休むんじゃなく、その病院につれていったらその病院が預かって治療しながら保育するという様なものがあります。

これも10万人に1ヶ所あるんですよ。

それと同じ様に、障害者が文化的享受をする為の施設があるんじゃないかなと感じました。

以上です。

新垣委員

私は、目や耳の聞こえない人の所に話を聞きに行ってきました。

自分の知らない様な障害の悩みがあるんだなと思いました。

田中委員

私も時間が無くて3ヶ所訪問させて頂いて、実はヒアリングに参加出来てとても良かったなと思いました。

というのは、常日頃私の子どもの関係で知的の障害のある方達と接触が随分あるんですが、その他の障害のある方達に関してはほとんどわからなかったとも今はいいきれます。

実はこういうヒアリングに視覚障害の方に行く前に、まず、ホームページ、インターネットで色々調べてみて、例えばシャンプーとリンスの違い、これが実はボトルにあると、あるいは缶のジュースとお酒、これも上の部分に点字があるというのは全く分からなかったんです。

当たり前で目で見て聞いて判断をしていた事、それが障害のある人にとっては一つとってもとても苦勞になっている。

そういう風な事があつたと、あるいは点字の図書、点字の印刷物を拝見しました。

そこに置いてある点字図書の数、それからそこに通っていかないと見れない、先程そういう図書の話がありました。

そういった事も知らなかった。

それと、精神の事業所にお伺いした時にこれも実は障害のある当事者の方が実は支援をされている、とても素晴らしい事だと思いました。

しかし、その方達の中で一人が私もまだ実は良くなっている訳ではないんですよという事を言われていました。

現在そういう状況にあつてなおかつ自分自身の病気と重ねながらやっている、そういった事実はわからなかった事があまりにも多すぎたという事です。

知的の方達も、実は知的の事さえよくわからないという事、最近特に良く痛感するのですが、自分が持っている主観、それでどうしても受け止めてしまう。

子どもに関わっている分、子どもを持っている自分が一番わかっているという特権みたいな見方をして、そこに客観性が必要であり、見直しが必要であると。

先月離島に行った時、空港の中で、人が少なかったのですが、子どもさんが一人で走り回っていると、お母さんが「～さん駄目だよ、走ったら頭のおかしい子と思われるよ」という言葉を発した。

変な行動をとると頭がおかしい、障害とはいわなかったのですが、やはりそういう感覚、悪気はないと思うのですが、だけどそういう日常に出てくる言葉や態度で傷つく人達が沢山いる。

それが、わからない。

そういった事、自分自身もその事を聞いて、実は本当に反省させて頂きました。

知的の障害がある人達、会議いれられて、研修なので時々つかわれるのですが、皆様お話ししている時に、例えばカードを持って、もう少しクリアな発言をして下さいとか、意味が分からないのでもう一度お願いしますと、言葉ではなく、表示でそういったお願いをする。

そういった配慮とか、その都度その場所、その障害のある人達にとって色々違うんだという事がある。

それを、こういったヒアリングを通して勉強させて頂いたなど、そしてまたこういう制度の本質を作る時必要なのは、今みたいに障害の特性であり、障害の方達の本当の悩みというものを理解する。

そこから実は色々なものが始まるのではないかと、ですから条例も含め、条例というのは皆さんに理解して頂くのが条例だと。

理解、そしてそれになって初めて支援だろうと思っております。

また今回、このヒアリングの中で、いつも思っている事ですが、バリアフリーという言葉は決してハードではない。

建物ではなく心、気持ち、そしてこの方達どう関わっていくかという事がバリアフリーという事の意味合いだという事。

それともう一つ痛感したのは、この問題は障害ある無しでは無い、本当に人権の問題だと。

私達が健常だから障害はという事ではなくて、皆が同じ様に皆が同じ権利をもって、それを尊重して一緒に生活していく。

それが今求められている事だろうという風に思った、二日間という事でした。

以上です。

高嶺会長

ありがとうございました。

私は日程が合わなくてヒアリング機会が一回と、そういった意味ではこの機会につながったんですが、しかし施設でヒアリングしたのですが、実は私もま

だ障害になった頃3年程施設お世話になっていて、その時の施設と比べると今の施設は設備が整っているという感じがしました。

しかし、色々ヒアリングを聞くと、長い間そちらに生活しているのですが、施設の人は色々な情報がやはり届いていないという事を感じています。

生活的な事はある程度ケアされたのですが、中には、自分はパソコンしたいのだが、障害であるから駄目だという事ですが、我々としてはそんな事ないから、色々なサービスがあるからそれを利用すればパソコン自体も色々な機種があるからそういう機器を使えば出来るんじゃないかという話をしました。

それからもう一つは、皆様そんなに自分が差別を受けているという感じはあまり思っていないと、ただ色々な面では制度の不備でもって、色々苦労されているという感じはあるんです。

本当は障害者の為につくられた色々なサービスなのですが、実際使ってみると色々な制約があり、なかなか使えないという事が今回のヒアリングで感じた点です。

そういった意味では情報がきちんと届いていない、制度がやはり当事者の立場で作られていないというのがある、これは考えていかなければいけない。

色々な事例、私も見せてもらったのですが、恐らくこの事例の中でこれは差別かな、あるいはこれは無理解なのかな、これは蔑視じゃないかなという形で色々な事例があって、そしたらこれからまた精査をしていかないといけないと思います。

ただやはり一番根本にあるのは、想いで、障害者に対する蔑視とかそれが基になって、色々な制度がつくられているんじゃないかと思うんです。

エレベーター、車いすの人はエレベーターの下のボタンを押して下さいという丁寧な表示があるんですよ。

エレベーターに入るときはそういう人と一緒に乗って下さいと、これを見た途端私は頭に血が上りました。

だから色々な設備を準備する人は丁寧にも障害の人はそれぐらいの知的レベルしかないからそういった事をいちいち書くという事で、そういった意味では制度をつくる人が障害者の程度をあまりにも低く見ているから、自立出来た障害者にとっては色々な面で不満と言いますか、やはり障害に対する期待されていないと、障害者は社会に貢献出来ない人だからこれでという感じが根底にあるんじゃないかと、それからもう一つ、我々福祉もそうですがそのどなたか一緒にカウンターに立つと車いすの人には全然声かけてもらえないんです。

大体隣の妻とか一緒にいる友達に、この人は飛行機だと動くので、車いすはこれに乗りましょうかと、私はメインですが、隣の人に声をかける。

そういうのが意識の中にあって、これは恐らく条例には適しないというんで

すかね。

そういうのは、動かそうとするときちゃんとされてないと、これが無いといくら条例が人の気持ちや態度に関わって来ないという事で重要な事じゃないかなと、そういった意味では条例と同時にそういった取り組みもしていく必要があるんじゃないかと思います。

私自身、行けなかったのですが、事例を見させてもらい、色々感じております。

これを条例の中身にどう反映していこうか、それから今までの事例をどういう風に分析していくか。

以上私を含め皆さんのご意見を聞きました。

なにか事務局の方にご質問ありますか。

それでは次の議題に移る前に 10 分休憩致します。

(10 分休憩)

宜しいでしょうか、それでは第 1 議案終わりましたので、第 2 議案に移りたいと思います。

次の議題が課題の整理及び今後の進め方という事で、ヒアリングはある程度落ち着いてきましたのでこのヒアリングの事例をどういう風に取り扱うか、整理、シェア等含めて、そろそろ条例の方向性を決める必要があるんじゃないかという事で、事務局も相談をして、たたき台をつくってありますので、それについて資料を説明して頂きたいと思います。

よろしく申し上げます。

事務局（金城課長）

皆さんこんにちは。

ヒアリングにつきましては、年度末のお忙しい中、2ヶ月間、17ヶ所ヒアリングという事で大変ありがとうございました。

それでは、資料についてご説明致します。

資料 4 課題の整理及び進め方という資料についてご説明いたします。

これはたたき台というかその考え方を県民会議の方で方策を検討していく前にそれぞれどういった事をしたいかという共通認識を持って頂きたいなという事で議論して欲しいと思っていますので資料として会長と相談の上で作成させて頂きました。

おさらいになりますが、障害者県民会議でございますが、設置の目的でございます。

資料4の1ページ上の方ご覧下さい。

障害者の権利擁護の設置の目的とした条例制定の検討するにあたり、一番上の障害者への差別事例とか関する事。

2番目としまして、差別をなくす為の取組方策に関する事、それとその他、障害者の権利擁護の推進及び方策に関する事という事について県で聴取をする事を目的に設置をしております。

これは9月20日、第1回の会議で設置要項として皆さんにご確認して頂いている所です。

本日までにこれまでの障害者県民会議の活動としまして、障害者県民会議に置ける、3回の会議に置ける議論がございました。

それと、17関係団体のご協力によるヒアリングをやってきました。

それと差別等事例アンケートを実施でそれぞれ各委員がご出席頂きまして、第2回に、各委員がこれまでの経験だったり、生い立ちであったり、そういったものを踏まえて、委員相互間のご理解が出来たかなと思っています。

それと先程いろいろな委員からございましたが、障害、もしくは障害者に対する理解もかなりの理解が進んだのではないかなと、県民会議の活動参加を通して確認している所でございます。

その3回の、これまでの活動を踏まえまして、障害者を取りまく状況の認識という部分でございますが、障害もしくは障害者に対する差別、不利益的な取扱い、つらい経験、嫌な思い、障害に対する理解不足、障害者に対する誤解等、色んな事があるというのがこの短期間の集中的なヒアリングでも沢山出てきたのではないかと思います。

そこで共通認識としまして、事例は一応やればそれだけでもまた出てくるんだろうという風に思いますが、これまで実態把握やったと、合わせて現状の認識も共通認識にくるのかなと思っています。

こういったヒアリング等を通しまして、対策、施策の必要性があるというのは各委員に十分に認識されているのかなと理解しております。

それで障害者県民会議、今後の要点です。

検討して頂きたい事項としまして、繰り返しになりますが、三回に渡る議論、及び17回のヒアリング、それと本日お示ししましたアンケート等を踏まえまして、様々な状況、実態について、どのような視点で課題を整理するのか共通の方向性を示して頂きたいなと思っています。

それと合わせて課題の整理を踏まえまして、どの様な形で方策取りまとめていくかについて1の議論に際して、いわゆる県民会議として原則的な事項を定めるのかどうか、それと方策を取る視点はこういった視点でしていくかというのを是非個別の課題を整備していく前に議論していったらどうかという風に考

えた次第でございます。

続きまして、2ページをお開き下さい。

ご参考までにという事でございますが、考え方を共有するにあたっての土台としまして、どのような形でとりまとめるかという事を参考に現在国における取り組み、障害者制度改革推進会議が色々取りまとめられました。

そういったものを参考にしてはどうかと、それと各県における取り組みですね。

他県の条例等も研究しながら参考にしてはどうかという風に考えています。

それと障害者の権利擁護についてこういった視点で考えていくかというのを、念頭におきながら、最終的にどのような形の県条例とするのかというのを是非県民会議の方で方向性を示しながらご議論して頂きたいなという風な事です。

参考としましては障害者制度改革推進会議推進本部の方で閣議決定しております方向性等について、第1回、資料をお配りしたかと思いますが、こういったものが決められているという事がございますので、ご参考お願いします。

それともう一つ、委員の方からご発言が色々ございました、県条例を検討するに当たり条例の理念はどういうことか、障害者像をどういう風な形で捉えていくのか、社会モデルの考え方はこういった形でやっていくか、あと不当な差別、不合理な制限、不利益、権利侵害みたいなものという風な形でしていくかというのもご議論頂きたいなと思っていて、今後進めていく中でやって欲しい事ですね、少し会長の方と議論させて頂いた次第でございます。

資料については以上でございます。

高嶺会長

ヒアリングが大体落ち着いてきて、これから第2の段階に進む訳ですが、それまで皆さんのご意見にしたいという事でこういったたたき台をつくっております。

これについてご質問、ご意見があればお伺いしたいと思います。

いかがでしょうか。

先程も申し上げましたが、ヒアリングというよりは、意見も言っているんですかね、先生の意見とか、お医者さんの考え方とか、そういったものを聞いて、少し知る必要があるのじゃないかなと。

やはり、誤解があったり、誤解の上に条例足したり、議論する事は危険ですので、そういう様な特性を勉強しつつ、それまで現場でヒアリングしてきたものを組み合わせてやる必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

長位委員

今、事務局の方から説明があった様にこれまで長い事、福祉・医療・教育部門で医学モデルの発想できて、WHOが変わって国連の方の考え方も変わっていく中で、じゃあ実際に沖縄県の中で社会的にどういう風にすれば障害があっても無くても生きていけるのかという審議をしていくなかで、確かに全部の障害者の事を知るという事も私は限界があると思っています。

1個1個の生活が、分かる様になるというのは私自身の事でも自分自身が気づかない私もあるので、ましてや第三者の事を全て知ろうという事は無理なので、次の施策としては、専門家というよりも、私達の意識の中を変えていかないといけないのかなと思っています。

というのは医学的モデル、今事例の中で出てきている福祉、教育、医療、その他と色々な形で差別あるのですが、実際にこれがどういう風な差別にあたるのか、差別出ても幾つか直接、間接、合理的配慮という形で国連の方では言われているのですが、その国連にあった様な何に入るのかをまず自分達で勉強していく必要がないだろうかという風に思います。

高嶺会長

いかがでしょうか。

今、高良委員の提案としては今まで当事者の話をヒアリングしていますが、それに関していわゆる医療、教育、要望に関して幅広いご意見を聞いたという事ですが、この辺は実は私思うに、長位委員がそこまで広く意見を聞いたかどうかという提案がありましたが、これに関してはある程度こちらでまとめた様な形でして、その後広く専門の方含めてご意見を聞こうという、そういった意味では2段階でやりましょうという提案があって、今回は当事者だけという事になったのですがいかがでしょうか。

ある程度こちらの方で方針を決めてその後で他のそういった意味では他の領域の方のご意見を聞いて、最終的には条例、公文の中入っていくという。

島村委員

恐らく、この条例を作っていくプロセスの中は最初の段階までやっているのかなと、条例をつくるというまた別の組織が立ち上がるのかなと、我々がそのまま条例づくりに入るというのはまだ確定してないのかなと思っています、そこには専門家に呼ばれる事になるのかなと、だから教育の方が来たり、労働サイドが来たりという様な、そういう段階まだあって、今まだベースを作ろうという考えだとすれば、まず当事者の方がせっかく語ってくれたこの事例をどれだけ大切にしてお出すかという様な、そこに集約しても問題はないと思うし、施策

とか立案する時は中々そうはいかないというのが出てくると思うのですが、我々目指したのは、当事者が言わない所で、何か決めてくれるなよと、そこから始まった話だから、そこを大切に、まずはつくっていくという2段階が良いのではないかなと私自身はそう感じました。

田中委員

我々がやってきた事は調査ですよ、本当に現場の、あるいは障害がある方達が現在どういう状況かという事をずっと調査してきて条例はもちろん、これが条例に続いていくと、今そういうこれが条例案という事、そういう意識は全くありませんし、以前照屋さんがおっしゃった様に、最初から条例案出来ているこの会議意味が無いだろうと以前おっしゃっていて、全くその通りだと思いますので、こういう沢山の事例、そういうご意見をずっと踏まえて、それを例に次に伝えていくとそれが今の段階だと思っております。

それから後また色々な方々とバトンタッチをした後で、次の段階に移っていかうかなと考えております。

高嶺会長

この県民会議が第7回まで条例策定まで関わるかというのは我々の意思にもよると思いますが、本年度、これ3月で終わりますが、そこまでに出来る仕事というのはやはり限られてきますので、その為にはある程度この条例を進めるとしたら、方向性ですよ、骨子ぐらいはこちらでどうにか意見をまとめて行ければなど。

そういう事を私自身は思っているのですが、そういう事であれば今の今日提案された資料として、出来れば皆さん委員の方の自分はこういうヒアリングをして、こういう事はやはりきちんと条例に反映させなければいけないのじゃないかという、そういった事をもうそろそろお聞きする時期なのじゃないかと思っておりますがその辺いかがでしょうか。

高良委員

私は、まずこの条例に対して地方自治体の啓発そして実施行程、何年度ごとにつくり直すとかつくるのか、それともう一つは、事業所、この条例の順守。

それから、障害者にいわゆる合理的配慮をする為に、その介入者とか周りとか、条例について理解する為の目的を入れて頂ければありがたいなと思っております。

高嶺会長

高良委員の方から具体的なご意見がありますが、そういう具体的な提案、私の提案としては、次回の第5回の時に、皆様のご意見を書面でもって提出してもらって、この条例をどういう方向付けで、大まかな枠みみたいなのを個人の意見として提出して頂けないかなと思っておりますがいかがでしょうか。

長位委員

質問ですが、案みみたいなものをつくるんですか。

高嶺会長

資料4の2ページの下の方、この辺、例えば理念とか障害者像とかそういった事に対する皆様の思いやご意見みたいなのをですね、高良さんの方は合理的配慮という言葉使われましたが、これをきちんと条例の中に入れてもらいたいというそういうのがありますよね。

だから具体的な条例案というのは、まだ後の段階ですので、こういう骨子でこういう事は入れて欲しいという様な、そういった段階でよろしいんじゃないかと、全部をきちんといれましょう、理念としてはこういう事をいれたらどうかという。

それを皆で共有してある程度の骨子を今年度でまとめあげるという事になると思っておりますがいかがでしょうか。

田中委員

上地さんつくって頂いたヒアリングの事例だとか、送って頂きたいいろんなもの、これエクセルでつくっていますか？

今ここ資料4の2ページ目最後に理念、障害者像等の県条例の議論に係る視点。

これで分けて頂くというのは出来れば早い方が良いと思うのですが、例えば各団体別とかで上がっていますよね、ヒアリングの事例が、例えばこのサービスはこれこれ見たいなものをすると、多分同じ様なもの沢山あると思うんです。

長位委員

福祉とか教育とかではなくて？

田中委員

じゃなくて、ここに出てきているヒアリングの内容によって資料をわけて頂くと、身体（障害）の方はこう言った。それで別の人と同じ事を言っている。

教育とか福祉とかそういった部分ではなく、ここで言っている視点による資料の整理をして頂くと、もう少し早いと思います。

そしてその中でももう少し要約して自分達の言葉にして出すと、どうですか？
エクセルだったら早くはないとは思いますが、出来ればお願いしたいと思います。

事務局（金城課長）

ここに書いてある内容については県民会議の方で決めて欲しいという風に思っています。

いわゆる理念にしてもですね。また、障害者像というのはこれは共通認識になっていると思うのですが、いわゆる障害、精神、身体、知的等という障害以外の障害ですよね、照喜名委員が最初におっしゃりましたが、難病等ですね。

そういった障害を基にこの条例に入れるのか、入れないのかと、例えば委員に対しては社会モデルみたいなものを、やるんですか、県の条例としてという所です。

県民会議で一致して欲しいなという風に思っているんです。

我々がどの理念にあたるというわけでは、理念、いわゆる県民会議が求める条例に対する理念というのはどういうものかというのを進め方の中で決めて欲しいなと思っております。

田中委員

すみません、私は理念、障害者像に言ってるつもりはありません。

それはこの中に無いと思います。

その後の、サービスの制限とかサービスについて、その基に、もちろんこのヒアリングの中に入れてもらって出来ていると考えていません。

事務局（金城課長）

失礼しました。

それはこちらの方で作業させて頂きたいと思います。

照屋委員

条例をつくるにおいて、前文が一番かなという風に思うんです。

その前文をあげるのに、私は障害者との関わりは間接的な部分しかないですし、何でこれが必要なのかというのを当事者である方々が前文の方ある程度書いて頂いて、その中、ここに提出してもらって、中をまた精査するという事をして頂きたいんです。

沖縄県で何でこれが必要なのか、障害者に対してそういう風な条例つくりますよとなる為に、例えば3年前に中小企業振興条例が県の方で策定されましたが、作りはしました、次は実際どういう形で機能しているのかというと、具体的にその機能している姿が見えないんです。

商工会の会長達でも、何の為にこういったものが必要なのかと、あなた達中小企業の代表者なんですよと。

中小企業の代表である方がその中小企業振興条例という敬称を策定する目的が見えないという所にあって、那覇市であり、沖縄市は1日に議会されたのですが、やはりその中になんで沖縄市でその中小企業の振興条例が必要なのか、なんで権利が必要なのか、という風な事をやはり沖縄市というのは特別な地域であり、沖縄の中でも嘉手納基地というものをもっていて、そこから景気がいままでなってきたと思うんです。

今、軍の中も大変廃れている。

だから私達はこういう風な事を進めていくという風な事をその前文の中にいれるのですが、入れたはいいのですが、ただ書かれてまだ実際にしていないのですが、それを作るにおいて、前文は最終的に前文は入れて、何の為にこれが必要なのか、もちろんそれは当然理念も必要です。

何にうたわれる事をこういう風な事で、こんな目でこれが必要なんですという風な事をした方が良いのではという気がします。

高嶺会長

今の様な事を文章にしてもらい、次回の県民会議はそれを見ながら少しずつ見ていけないかなという事です。

照喜名委員

質問というか確認ですが、アンケートしてヒアリングしました。

色々な人達から聞いてきた訳ですが、これをどう扱うかという事を知る必要があるかなと思ってます。

どういう視点で整理するかという話になって、例えばさつき田中委員いった様にある程度ジャンル分けするというのは、私達はこういう風にヒアリングした時に向こうからしたら、私達の要望を訴えたと言った皆さんに言いましたよねと、これは差別だったと思うのですが、ちゃんと汲み込んで下さいという事を言われた訳です。

それを例えばこれは基準があって、これは確かに法律違反だから、ちゃんとしないとイケないね、とかこれは配慮が足りない所とかという風なある程度ジャッジメントする機能がまずどういう基準ですという機関が必要であったり

とか、そういうのをどうしていくか、出てきたアンケートとかいうのをどういう風にジャッジして、それをこれは確かにこういう問題であるからこれはどうしようか、それについては今後条例の中に入れていくのか、それとも何かどこかに意見を求めるとかいうものは次の視点でやる、もう一つは委員会をもう一つつくらないといけないのかといった議論ですね、どうやってまとめるかというのに議論を絞り込むのがまずは良いのかなと思います。

田中委員

補足ですが3番~4番、そこをジャンル分けして頂きたいといったのは、それにより多分個人の感情なのか、行政の事なのか、社会、家族なのか、そういったものが見えてくると思うんです。

ただ漠然的に苦情みたいに処理をするのではなく、そこではっきりと責任の所在、よく会議等使うのですが、例えばこの商品が売れないと、20か100ぐらいずっと理由を書くと、そこで工場の責任なのかお店の責任なのかと、具体的に見えてくる。

それをはっきりしないと、多分次のステップに行かないのではないかと、感情論ではないかと、その辺をしっかりと我々認識する必要があるのではないかと思います。

新開委員

今、仕分の仕方とありましたが、各委員の方がおっしゃる通りかなと私は思います。

どのようにつくって、どのような形で取りまとめるかという事で各県の取組みとか、先に事例があるという状況で第1回の時に私の方から他県の事例について教えて下さいという形で私は見させて頂きました。

やはり、この第1回の時に私、申し上げたのですが他県が同じ様な事をしていて、それで流れが作られていると、これについて事例調査というか事例をまず私どもがそういうのを共有するのも一つ先にしてもいいのかなと、逆に全くそういうのも無しで、つくっていったと、二通り考え方あるのですが、どちらが効率的かと言えば前者だと、それで他県がやって、果たしてそれが他県の中で実効性のあるものなのかどうかという所あると思うので一つ必要じゃないだろうかと思うのです。

やはり私は条例が出来る以上実効性があるものになって欲しいなと思いますので、その所の他県がやっている色んな所を沖縄県が学ぶ必要は無いと思いますし、それによって事例がもっと私どもの中でという事で、条例というものにどのくらいまでどういう事が出来るのかという上限、限界みたいなものを知

っておく必要があると思います。

そこが分からないで、言いたい放題いく事は出来ないでしょうし、その辺の限界がわかっていれば限界の中での会話が出来ると思うので、そこら辺はしっかりと、という風に思いました。

もう一つ先程申しあげましたが、事例の中ですぐ解決出来る問題というのがあり、こういうのは別枠なのですが解決の方向に向かわれる様な取り組みをとるという風に感じました。

長位委員

私も新開さんと少し似ているんですが、実際にヒアリングの中で出てきた言葉の中に制度、情報を分からないで大変な思いをしている人達もいるんだなど、今この制度を使えば上手くいくのになというのもありました。

それと障害当事者自身が差別を感じていないというか、不便に慣れてしまっているという状況をなんとかしないとどんなに条例という風な形で照屋委員が言っている様な形であっても、実際に使われる事が無ければ意味が無いし、実行力が無いと思うんですよ。

というのはもう一つ、私は県民会議とは別に県民の声、障害者自身、家族にもその意識を持たせていく様なシステム作りをどこかでやった方がいいのではないかと考えています。

それは教育の部分からやっていった方がいいのかなと、そしたら障害を持たない子ども達が親に伝えたり、学校の中で、教育の中でただ教育だけでなく、本当にこうだってよ、ああだってよという議論が出来るといいなと思うので、それが出来ると良いなと思っています。

高良委員

事務局にお尋ねしたいのですが、県条例の議論に係る視点というのは、理念が一番大事ですよ、どういう理念、どういう考えでこの条例が出来るといえるのかというの。

先程障害者についてもお話ありました通り、認定を受けた障害者は障害者なのかという、障害者の外形を私達に決めて欲しいと、恐らく不当な差別と不合理な制限というのは様々なヒアリングで事例を通して不当な差別の表現を抽象化する。

抽象化して条例をつくるようになったら、そういう事を言っているとは思わないんですが、これで良いのですか？

要するに、不当な差別というのは色々な事例があるのですが、抽象化して、こういうのを不当な事例だ、不当な差別だということを、そういった事を今求め

ているんですか事務局の条例の視点というのは、それとも分類する事を求めているのでしょうか。

僕は条例にする為の共通なものの中から、共通のものを選び出して抽象化する、具体的には施行規則でまたやるとか、そういったのが意味がわからないのでどうやって良いのか、例えばサービスの事ですが、相談窓口を設置するのか、なんとかというのは、相談員を配置するというのも、私達がここでサービスの中にハードソフトのものをハードを入れていくのか、ソフトの部分はそういうのを要請する為の教育をせよというのか、私がさっき言った様に、市町村の義務、地方自治体の責務、事業者の責務というのを役割通してあるのか、そういう様な事を具体的に私達に条例をつくる前提として、そういったものをまとめなさいといっているのか良くわからないんです。

どの程度まで私達やって、どの段階で具体的な条文が出来あがっていくのか、私の段階で条文がでなくて、審議委員会で別の所で条例案が出てくるのではないかという時、私達は概念、理念の中身とか、もう少し僕らに具体化して欲しいと、あるいはあまり具体的なものを条例出す為抽象化して欲しいと、抽象化と言ったら共通のものを広げて、不当な差別はいちいち書く事ないんですよ、ヒアリングの通り、それを不当な差別というのはこういう概念でまとめられていますよというのを私達に求めているのかどうか、その辺がわからないので、今の議論が若干僕は理解出来ない所があるのですがどうなのでしょう。

島村委員

もっともな話なんですよ、ここに何をしたいのかという意思が見えにくいという事なんです、僕もぱっとこれを見て感じたもので、しかも県条例に係る視点が1~5まで書かれているのでここまでいっぺんに意見をだしましょうというのはかなり無茶かなと私は感じました。

つまり、段階を今踏んで行く必要があるのかなと感じました。

皆さんから意見でたのですが、(3)のところ、440出ていてそれをどうやって整理するかと、整理していく中で本当に何をすべきか、という所が初めて見えるのかなと、(3)の整理に集中して行かないと下地さんちょっと困惑してるんです。

何を喋って良いのかわからない状況になっていて、共通の土台を立てていないのかなと委員に、それに不安を感じました。

(3)の所の整理をまず皆でつけていく、例えば私は10回ぐらいそれを集中してやって頂いて、そして2番とか1番の話をもた議論する。

そこまでがせいぜい今のレベルで出来る事かもしれなくて、4とか5とかの話になると高良委員がおっしゃっていた様な話になってしまう。

制度、施策みたいな話になってしまっていてこの時間の中であと3回しか予定されていない中で出来るのかなと不安を感じました。

その辺はステップを県の方である程度示しても良いのかなと感じました。

高嶺会長

この事例をどういう風にまとめるかというのが今重要な視点だというご意見ですが、この辺は我々が求めているのは実は熊本の事例が、熊本は今までヒアリングで聞いた事を分類していますが、その時に分類しているのが、これが本当に障害者に対して誤解によるものか、あるいは障害者に対する理解不足で起こった事なのか、偏見、嫌な思いという事で、重要なのは不利益な扱いにあってこれが結果として例えば学校に行けなかったという結果ができればこれは差別として扱いましょうという事で、そういう事で分類の仕方をしていきますので、出来ればそれを事務局の方でこれに関してはこういう無理解見たいなのあるか、これは本当に条例できちんとやるべき不利益な取り扱い、これ結果が出ています。

ただ条例で人の心の中まで変えるという事は出来ませんよね。

結果として表れたのを差別として認定をしてそれをなおして行きましょうというのが法的なものでなるんじゃないかと、そういった意味では例えば無理解であればこれは他の啓発キャンペーン等でやられていれば解決出来ない事だから、これは先程長位さんが言った様な別の組織をつくってやりましょうという事になる可能性もあります。

そういう事で、皆さんからお聞きした意見ですと、(3)の今までの事例をどうしていくかについて焦点をあてた方がいいのではないかと、これを含め県の事務局の方からお願いします。

事務局（金城課長）

色々委員からご発言ありましたが、この2ページ1番下の方に書いてあるのは、この県民会議の最後で決めて頂く形だという風にご理解して頂けたら良いと思います。

最終の段階で、第一回目の会議で骨子をまとめて欲しいというお話をしましたが、こういうものが最後に出れば良いと思います。

きちんとそれぞれの段階で議論をして頂きたいと思います。

その議論の整理の仕方が(3)に書いてある、これをどういう形でやっていくかというのをもう少し、事例を踏まえて是非議論して頂きたいなと思います。

その議論を進めていく中で(2)の話であったり(1)の話だったり、自然と出てくるのかな、自然と煮詰まっていくのかなという風に思っています。

まずこの条例を土台にして、委員長、会長の方からもありましたが、不利益な取扱いといった文例もございますので、他県でやってます。

その文例をそのままにしながら、少し我々また事例を分解しながら是非ご議論して頂きたいと思います。

この（３）の段階ごとに進めるに当たり、委員はどのような風な形で進めた方がいいのかというのを是非第５回開催の前に委員の御意見を拝聴しながら、第５回の進め方を是非決めて頂きたいと思います。

高良委員

事務局の話を知っていると、１番の理念については議長を含めた小委員会を作って叩き台出してくれた方が議論し易いと思うんですよ。

ですから是非次の会議までに議長を中心に５名程度の小委員会を作って頂きたいんです。

そこでご議論して頂いて、柱となる理念を出して頂きまして、そしてそれについて議論するやり方をもう少し建設的に話合ってくれたらなと思いますから小委員会の方式を提案したいと思います。

予定の４時を過ぎていますが宜しいでしょうか。

照屋委員

１４時から１６時と限られている訳ですから、時間の認識を持ってもらいたいという風な事を思います。

その事に関してはご審議をさせてもらって、途中退席したのですが、議論が盛り上がっている所で抜けるというというものもあるんです。

４時までというスケジュールなので、やはりそのスケジュール通り４時になったらこれでこの分は次回に回しましょうという形を頂きたい。

高良委員が言った、事務局の方で各県の方で各県のそういった事例がある、その事例を出してみてもそれに対し精査をするという事していかないと、今その理念を作るのにこんな事でこういう風な侵害が起きているからこうあるべきだという事ではなく、私達の障害を持っている人達が暮らしやすい為にはこういう事をやってもらいたいというのは、ある意味で凄く明るい例文を作り上げてもらいたいというのがあるんです。

こうすればこういう風なイメージになって、こういうイメージつくればこういう風になるというのをやって頂きたいと思うので。

今ここでそういう風な事例の権利の問題を各委員が本当に吸い上げようとしたらですね、またこういう議論の場をもたなければいけないという事になるので話戻るのですが、私達は障害をもっている人達の間接的な付き合いがある訳

ですし、当事者である人達がこうあるべきじゃないかというものを掲げる、それを皆の前で議論して、その中に関してこれをどうするというのをやってもらいたい事があるのですが、県民の役割というのは責務というのはどういう事であるかと、行政はどのような形でそれに対して関わるべきかと、我々それに障害をもった人達にどのような風な形で関わるべきかと、ある程度皆さんが思っている様な事を私達がこういう風な問題があるからこういう風な事で、自分で理解した訳ではないので、こういうものありますから皆さんの意見を求めたいですという事で呼ばれていますから、私の中にはこういう風にあるべき姿というのが全然見えていないんです。

見えていない所に勝手に言いたい事いって、議論を掻き乱すという事したくないので、出来れば高良委員が言った様に皆様の方でそういった形でたたき台を作って頂けたら良いかなと、先に2月にある程度していくと思うのですが、それに対して僕はああいう風じゃないという風な事だったのですが、それを踏まえて、各県の事例を踏まえてある程度執行部と一緒にたたき台あった方がいかなという風に思います。

以上です。

村上委員

時間過ぎているので、私も急いで申し上げたいのですが、この議論聞いて、どの方向に進めば良いのかというのがわからないというのが実際の状況かなという事で、県民会議に対して最終的に成果としてどういうものを求めているのかという最終的な成果物を県の方が何を想定しているのかというのを出してもらった方が良いのかなと思うんです。

今日の資料の事例集というのを一つ、こういうのをつくるというのがあると思うのですが、設置要項を見ても、これが多分差別事例に関する事という事で、差別を無くすための取組方策に関する事、障害者の権利擁護の推進及び方策に関する事について県は意見を聴取するとあるのですが、2番、取組方策に関する事、権利擁護の推進及び方策に関する事について、最終的に何を書いてつくりあげるのかという最終目標みたいなものが良くわからないので右往左往している気がするのです。

先程ありました、条例の前文、これを作り上げる事が成果物の一つなのかどうなのか、それも少しわからないのでそこを事務局の方からある程度最終目標みたいなものを出して頂けたらと思います。

高嶺会長

わかりました、今皆様のご意見聞いていますと、この県民会議の役割。

それから今年度にやるべき事、成果物、それから次年度にはどういう事が期待されているのか、その辺含めてお話してもらえれば皆さんの疑問も消えると思うのですがいかがでしょうか。

事務局（金城課長）

もう少し事務局の方でどういう形を県民会議に求めるかというのをきちっとお示ししたいと思います。

これはちょっと会長と調整させてもらいながらやりたいという風に思っています。

高嶺会長

次年度もある程度なんらかの役割を期待されているという風なその辺は少し。

事務局（金城課長）

時間が過ぎておりますので足早でご説明させて頂きたいと思います。

まず、私共事例ヒアリングしながら、かなりの事例が出てきたという事とちょっと議論結構やっていかないといけないなと思っておきまして、資料をお開きください。

今年度までに後3回予定しております。

ただ後3回では骨子という形で取りまとめるまでにはかなり難しいのかなと思っておきまして、大変恐縮ですが、来年度ももう少しお力をお貸し頂けないかと思っております。

日程の確認でございます。

4月以降については、出来るだけ早い時期に各委員の方に御都合等伺いながらご確認させて頂きたいと思っております。

それと条例についてはどこかの組織でという訳ではなくあくまで県知事が起案するという事で、県庁内でしっかり議論していきたいと考えております。

県民会議から提案された骨子、方策の取りまとめをしっかりと踏まえた上で実施をしていきたいと、実は資料7にございますが、一定程度ヒアリング済みだったのでそれぞれの施策、事例に該当するような所、もしくは関係するような組織を集めた庁内の連絡会議を立ち上げております。

46課を網羅した庁内連絡会議をつくりました。

先程新開委員からもありましたが条例がどこまで出来るかという事含め、法を越えては条例つくれませんので、そこら辺のすり合わせを対応出来る様に庁内連絡会議もあわせて成立させて頂いた所でございます。

事務局（喜舎場班長）

続いて、口頭でご報告でございます。

来週の宮古・八重山の離島地域での事例ヒアリングについてご報告させていただきます。

来週1月25日宮古地域、27日八重山地域、宮古地域は新開委員、川勝委員、田中委員、下地委員。

八重山地域は長位委員、新開委員、照喜名委員、伊佐委員、田中委員の各委員の皆さんと我々事務局が現地を訪れ施設を視察したり、概ね、それぞれの3障害のみなさん、当事者にお声かけをしまして、事例ヒアリングを予定しております。

口頭であります、そういった事例ヒアリング含め、資料1の中に盛り込んで事例集として完成させて頂くご予定となっております。

大変恐縮ですが今申しあげました委員についてはこの会議の後少しお残り頂いて、連絡をさせて頂きたいと思っております。

以上でございます。

高嶺会長

お時間も今回は少しオーバーしてしまいましたが、ある程度今のご説明ありました様に、当分はこの事例をどういう風にまとめようかという事で、今ありました様にある程度事務局の方でまとめて頂いて、これを参考にしながらこれに関しては条例できちんと対応しなければいけない。

これは、啓蒙活動といった形で、少し事例を整理してもらおうという事で宜しいでしょうか？

具体的なものに関しては先程色々ご提案ありました、ある程度ドラフト作ってやるという事、あるいは部会で分けてやってもらう、そういうご提案ありましたが、それも含め次回こちらの方からまた提言、事務局、私含め提言していきたいと思っておりますが宜しいでしょうか。

（異議なし）

どうもお時間20分程オーバーしましたが、今日の県民会議の審議を終わりたいと思っております。

長時間ありがとうございました。